

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と決裁文書」の下に「（埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号）第二十九条の決裁文書をいう。）を加え、「当該決裁文書の所定箇所に「公印使用印」と押したのち」を削り、同条第二項中「者は」の下に「、文書管理システム（埼玉県教育局等文書管理規程第二条第八号に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により管理者又は責任者の承認を受けなければならない。この場合において、文書管理システムを利用できないときは」を、「記載し」の下に「、管理者又は責任者の承認を受け」を加える。

様式第一号中  
「

管理者又は責任者
----------

」を  
「

管理者又は責任者
----------

」に改める。

様式第二号中「

□
---

」を削る。

様式第三号中「

□
---

」を削り、  
「

寸法及び ひな形見本
---------------

」を  
「

寸
---

」に改める。

### 附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。